

岩手県教育委員会公印規程の一部を改正する等の訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎安弘

岩手県教育委員会公印規程の一部を改正する等の訓令

(岩手県教育委員会公印規程の一部改正)

第1条 岩手県教育委員会公印規程(昭和34年岩手県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)					
公印				管守 機関	備考	公印				管守 機関	備考
種類	ひな型	印 材	大きさ(ミリ メートル)			種類	ひな型	印 材	大きさ(ミリ メートル)		
[略]						[略]					
学校印	岩手県立 〇〇〇〇 〇〇学校	[略]				学校印	岩手県立 〇〇〇〇 〇〇学校	[略]			
	岩手県立 こまくさ 幼稚園	つ げ	方48	園長							
校長印	岩手県立 〇〇〇〇 学校長	[略]				校長印	岩手県立 〇〇〇〇 学校長	[略]			
	岩手県立 こまくさ 幼稚園長	つ げ	方23	園長							
[略]						[略]					
[略]						[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。											
(岩手県教育委員会公文例式規程の一部改正)											

第2条 岩手県教育委員会公文例式規程(昭和40年岩手県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(議案の形式)		(議案の形式)	
第3条 議案の形式は、おおむね次のとおりとする。		第3条 議案の形式は、おおむね次のとおりとする。	
(1)～(4) [略]		(1)～(4) [略]	
(5) 教育長等の人事の場合		(5) 教育長等の人事の場合	
議案番号	議案第何号	議案番号	議案第何号

題名	×××教育長（本庁の室課の長、教育事務所長、教育機関の長）の人事に関し議決を求めることについて
本文	×次のとおり教育長（本庁の室課の長、教育事務所長、教育機関の長）の人事を行うことについて、議決を求める。 1～8 [略]
[略]	[略]
(6)～(18)	[略]

題名	×××教育長（ <u>教育次長</u> 、本庁の室課の長、教育事務所長、教育機関の長）の人事に関し議決を求めることについて
本文	×次のとおり教育長（ <u>教育次長</u> 、本庁の室課の長、教育事務所長、教育機関の長）の人事を行うことについて、議決を求める。 1～8 [略]
[略]	[略]
(6)～(18)	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県教育委員会服務規程の一部改正)

第3条 岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1"> <tr> <td>本庁の室長、参事、総括課長及び局付</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(出勤簿取扱主任)</p> <p>第5条 出勤簿取扱主任は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に従い、同表の右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>事務長（分校にあっては校長が、<u>県立こまくさ幼稚園（以下「幼稚園」という。）にあっては園長があらかじめ指定する者</u>）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>2 [略]</p> <p>(非常事態の措置)</p> <p>第32条 当直員は、<u>県若しくは職員又は児童、生徒</u>に関する重大な事件が発生したとき、又は庁舎及びその附近に火災その他の災害が発生したときは、次の各号に掲げる者にその掲げる順序により直ちに連絡してその指揮を受けるとともに、必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	本庁の室長、参事、総括課長及び局付	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	学校	事務長（分校にあっては校長が、 <u>県立こまくさ幼稚園（以下「幼稚園」という。）にあっては園長があらかじめ指定する者</u> ）	[略]	[略]	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1"> <tr> <td><u>教育次長</u>、本庁の室長、参事、総括課長及び局付</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(出勤簿取扱主任)</p> <p>第5条 出勤簿取扱主任は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に従い、同表の右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>事務長（分校にあっては、<u>校長があらかじめ指定する者</u>）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>2 [略]</p> <p>(非常事態の措置)</p> <p>第32条 当直員は、<u>県、職員若しくは児童若しくは生徒</u>に関する重大な事件が発生したとき、又は庁舎及びその附近に火災その他の災害が発生したときは、次の各号に掲げる者にその掲げる順序により直ちに連絡してその指揮を受けるとともに、必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>教育次長</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<u>教育次長</u> 、本庁の室長、参事、総括課長及び局付	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	学校	事務長（分校にあっては、 <u>校長があらかじめ指定する者</u> ）	[略]	[略]
本庁の室長、参事、総括課長及び局付	[略]																				
[略]	[略]																				
[略]	[略]																				
学校	事務長（分校にあっては校長が、 <u>県立こまくさ幼稚園（以下「幼稚園」という。）にあっては園長があらかじめ指定する者</u> ）																				
[略]	[略]																				
<u>教育次長</u> 、本庁の室長、参事、総括課長及び局付	[略]																				
[略]	[略]																				
[略]	[略]																				
学校	事務長（分校にあっては、 <u>校長があらかじめ指定する者</u> ）																				
[略]	[略]																				

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部改正)

第4条 岩手県教育委員会安全衛生管理規程(昭和41年岩手県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(安全衛生担当者)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 安全衛生担当者は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に従い、同表の右欄に定める者とする。</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>学校</td><td>事務長(幼稚園にあつては、園長があらかじめ指定する者)</td></tr></table> <p>3 [略]</p> <p>(定期健康診断)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 定期健康診断の検査又は検診(以下「検査」という。)の項目は、本庁及び学校以外の出先機関の職員にあつては省令第44条第1項各号に、学校の職員にあつては<u>学校保健法施行規則</u>(昭和33年文部省令第18号) <u>第10条第1項各号</u>に掲げる検査項目の中から、主任安全衛生管理者が指定する。</p> <p>4 [略]</p>	[略]		学校	事務長(幼稚園にあつては、園長があらかじめ指定する者)	<p>(安全衛生担当者)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 安全衛生担当者は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に従い、同表の右欄に定める者とする。</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>学校</td><td>事務長</td></tr></table> <p>3 [略]</p> <p>(定期健康診断)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 定期健康診断の検査又は検診(以下「検査」という。)の項目は、本庁及び学校以外の出先機関の職員にあつては省令第44条第1項各号に、学校の職員にあつては<u>学校保健安全法施行規則</u>(昭和33年文部省令第18号) <u>第13条第1項各号</u>に掲げる検査項目の中から、主任安全衛生管理者が指定する。</p> <p>4 [略]</p>	[略]		学校	事務長
[略]									
学校	事務長(幼稚園にあつては、園長があらかじめ指定する者)								
[略]									
学校	事務長								
備考 改正部分は、下線の部分である。									

(岩手県立こまくさ幼稚園専決代決規程の廃止)

第5条 岩手県立こまくさ幼稚園専決代決規程(昭和44年岩手県教育委員会訓令第10号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。